

長 建 協 発 第 3 8 0 号
平成 2 7 年 1 1 月 1 8 日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

工事費内訳書の提出にかかる文書注意の状況と留意事項について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、競争入札に対する建設工事については、「工事費内訳書取扱要領の一部改正」について（平成 2 7 年 3 月 2 日 2 6 建企第 5 5 6 号）の施行に伴い入札書の提出時に工事費内訳書の提出が平成 2 7 年 4 月 1 日から義務付けとなったところであります。

また、同取扱要領の施行にあたり、内訳書に不備があっても平成 2 8 年 3 月 3 1 日までは、一部を除き当該入札参加者を無効（未提出・白紙・別工事の内訳書を除く）とせず、各発注機関から注意喚起の文書通知をおこなっているところであります。

今般、4 月から 9 月末までの文書注意の状況等と平成 2 8 年度の本格運用に向けた留意事項について、別添のとおり建設企画課長より周知依頼がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。

なお、当該お知らせについては、県ホームページに掲載することとなっておりますことを申し添えます。